

資料 1

<京都市>子ども医療費支給制度の改正内容について

◆平成 25 年 9 月施術分より網掛け部分が拡充します。

年齢	入院外	入院
	一部負担金	一部負担金
0 歳～3 歳未満	200 円	200 円
3 歳～小学 6 年生	3,000 円 (1 施術所・1 ヶ月)	200 円

◆子ども医療費負担者番号

行政区名	公費負担者番号							
北 区	4	5	2	6	5	0	1	4
上 京 区	4	5	2	6	5	0	2	2
左 京 区	4	5	2	6	5	0	3	0
中 京 区	4	5	2	6	5	0	4	8
東 山 区	4	5	2	6	5	0	6	3
山 科 区	4	5	2	6	5	0	7	1
下 京 区	4	5	2	6	5	0	8	9
南 区	4	5	2	6	5	0	9	7
右 京 区	4	5	2	6	5	1	0	5
西 京 区	4	5	2	6	5	1	1	3
伏 見 区	4	5	2	6	5	1	2	1
深草地区	4	5	2	6	5	1	3	9
醍醐地区	4	5	2	6	5	1	4	7
洛西地区	4	5	2	6	5	1	5	4
京北地区	4	5	2	6	5	1	6	2

◆留意事項

- ① 「京都市子ども医療費受給者証」の提示があれば、申請書は子ども医療福祉分を作成し請求してください。
- ② 申請書の一部負担金額が、3,000 円未満を作成される場合は、窓口徴収額ではなく、合計金額×福祉割合（2割・3割）額を1円単位で必ず記載してください。

《従来どおり、請求額欄が0円の場合は、作成を省略することができます。》